

ものづくり産業のグローバル化に向けた人材育成支援事業委託業務実施要領

(通則)

第1条 ものづくり産業のグローバル化に向けた人材育成支援事業委託事業については、福井県緊急雇用創出事業臨時特例基金事業実施要領の規定によるほか、この要領で定めるところによる。

(委託事業の目的)

第2条 福井県内の中小企業等が、新たな販路の開拓や、原材料等の調達などのため海外へ進出する場合に必要な人材育成研修や、準備活動を支援し、企業の売上増加及び処遇改善に資することを目的とする。

(定義)

第3条 この要領において使用する用語の定義は、次の各号とする。

- (1) 「中小企業」とは、中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者とする。
- (2) 「中小企業等による共同体」とは、2社以上の中小企業、個人事業者で構成された団体であるもの。または企業組合、協業組合、事業協同組合、事業協同小組合、商工組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合及びその連合会であつて、次に掲げるものとする。
 - ① 事業協同組合及び事業協同小組合並びに協同組合連合会
 - ② 商工組合及び商工組合連合会
 - ③ 一般社団法人及び公益社団法人
 - ④ 技術研究組合であつて、その直接又は間接の構成員の3分の2以上が上記①から③までに規定する者もしくは中小企業者であるもの

(委託対象者)

第4条 この事業の委託対象となる者は、次のすべてに該当するものとする。

- (1) 中小企業基本法第2条に規定する中小企業者または中小企業の共同体
- (2) 福井県内に事業所を有すること
- (3) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者でないこと
- (4) 福井県物品購入等の契約に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止期間中に該当しない者であること
- (5) 民事再生法の規定による再生手続き開始の申し立て、会社更生法の規定による更生手続き開始の申し立て、または破産法の規定による破産手続き開始の申し立てが行われている者でないこと
- (6) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者、もしくは暴力団または暴力団員の統制下にある者でないこと
- (7) 県税に滞納がないこと

(委託事業の内容)

第5条 対象となる委託事業は、次に掲げる事業とし、事業計画は、次の事業の1部または全部を含むものとするが、人材育成研修事業は必ず含めなくてはならない。

(1) 海外に進出する場合に必要な人材を育成するため、従業員に語学やスキルアップの研修を行う事業で、次に掲げる研修（以下「人材育成研修事業」という）

①語学研修

②スキルアップ研修

(2) 海外進出のため、現地での情報収集やマーケティングなどを行うコーディネータを派遣する事業や、現地の事前調査を行う事業で、次に掲げるもの（以下「海外進出準備事業」という）

①トータルコーディネータ派遣

②現地調査

(委託経費)

第6条 対象経費は、次に掲げる経費のうち県が適当と認める経費とし、1社あたり150万円を限度とする。

(1) 人材育成研修事業の経費の額は、1社あたり50万円を限度とし、かつ次に定める経費区分ごとの限度額を超えてはならない

①語学研修の額は従業員1人あたり20万円を限度額とする

②スキルアップ研修の額は従業員1人あたり30万円を限度額とする

(2) 海外進出準備事業の経費の額は、1社あたり100万円を限度とし、かつ次に定める経費区分ごとの限度額を超えてはならない

①トータルコーディネータ派遣は1社あたり50万円を限度額とする

②現地視察の旅費は1社あたり従業員2名以内とし、50万円を限度額とする

(委託対象期間)

第7条 委託事業を実施する期間は、委託契約締結の日より最長で平成27年3月31日までとし、期間内に事業を完了しなければならない。

(事業計画の提出)

第8条 委託を受けようとする者は、事業計画書（様式第1号）1通を別に定める期日までに県に提出すること。

(審査結果の通知)

第9条 県は、前条の規定による事業計画書の提出があったときは、必要に応じて現地調査を行い、その内容が委託の目的に適合するものであるかどうかを審査し、審査結果を提出者に通知するものとする。

(契約の締結)

第10条 前条の規定により業務委託候補者として選定の通知を受けた者は、県と協議のうえ具体的な事業内容を決定し、仕様書を確定させたくて委託契約を締結する。

(事業の変更)

第11条 受託者は、委託事業の内容または経費の配分を変更するときは、あらかじめ県と協議し、その承認を得なければならない。

(協議等)

第12条 受託者は、県が必要と認めたとき、遂行状況を報告し、県と協議するものとする。

(報告)

第13条 受託者は、委託事業が完了したとき、または委託対象期間が終了したときは、事業完了日から1ヶ月を経過した日または県の会計年度終了日のいずれか早い日までに、事業報告書(様式第2号)を県に提出しなければならない。

(額の確定)

第14条 県は、前条の規定による報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査および現地調査等により、その報告の実施内容が仕様書に適合しているかどうかを検査し、適合していると認めたときは、委託経費の額を確定し、受託者に通知するものとする。

(委託料の支払)

第15条 受託者は、前条の規定による県の履行確認を得た後、委託料請求書(様式第3号)によって県に対して委託料の支払を請求するものとし、県は受託者からの適法な請求書を受理したときは、その日から30日以内に委託料を支払うものとする。

(収入の返還)

第16条 委託費により発生した収入があるときは、受託者は返還する義務を負う。ただし、受託者が、委託費により発生した収入を用いて、受託者の従業員の処遇を改善する場合、受託者は収入の返還を要しない。

(委託契約の取り消し)

第17条 県は、受託者が次に掲げるいずれかに該当するときは、委託契約を解除し、または支払った委託料の全額または一部の返還を命ずることができる。

- (1) 提出書類に虚偽の事項を記載し、または事業に関し、不正の行為があったとき
- (2) 前号のほか、委託契約に付した条件に違反したとき

(帳簿等の整備)

第18条 受託者は、事業に係る経理についてその収支の事実を明確にした証拠書類および事業に参加した従業員の就業の状況を明らかにする書類または帳簿等を整理し、かつ、これらの書類を委託事業が完了した日の属する県の会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(事業成果報告)

第19条 受託者は、事業終了後に県が行う事業成果の調査に協力しなければならない。

(その他)

第20条 この要領に定めのないものや、疑義が生じた場合には、県と協議すること。また、次のことに留意すること。

- (1) 受託者は、事業実施に当たり、個人の権利利益を侵害することがないよう個人情報
を適切に取り扱うこと
- (2) 受託者は、本事業の遂行に際し知りえた秘密は、第三者へ提供してはならない

附 則

この要領は、平成26年4月1日から適用する。